

契約書（案）

物品の売買について、買受人 群馬県立精神医療センター 院長 赤田 卓志朗を 甲とし、 売渡人 を乙として次の条項により契約を締結する。

（契約の対象となる物品名等）

第1条 契約する物品名並びにその規格、単位及び単価、契約期間及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

（1） 物品名並びにその規格、単位及び単価

物 品 名	規 格	単 位	単 価	備 考
別紙のとおり				

（2） 契約期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

（3） 納入期限 契約期間内において甲が指定した日

（4） 納入場所 群馬県立精神医療センター 事務局 経営課

（物品の納入及び検査）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を甲に通知し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

（代金の請求及び支払）

第3条 乙は、前条の検査に合格した物品について、納入した物品を月ごとに集計し、翌月10日までに甲に代金の支払請求をするものとする。

消費税及び地方消費税額は、売買契約の際の数量（売買代金を請求する際の数量）に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、甲は乙から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。

2 甲は、前項による請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（契約変更）

第5条 契約期間中著しい物価の変動等により契約改定の必要があるときは、甲乙両者協議のうえ改定を行うものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合あっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として第1条に規定する契約単価に備考記載の年間予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第

1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき第 1 条に規定する契約単価に備考記載の年間予定数量を乗じ、当該金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第 8 条 乙が、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 9 条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 10 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の秘密を他に開示または漏洩してはならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 住所 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
氏名 群馬県立精神医療センター
院長 赤田 卓志朗 印

乙 住所
氏名 印